

経済要録

国内

◆日本銀行、「当面の金融調節方針について」を公表

日本銀行は、7月7日、「当面の金融調節方針について」を公表した。その内容は以下のとおり。

- (1) 経済情勢をみると、景気回復の力は引き続き働いているものの、回復の動きはやや足踏み気味となっている。
- (2) 物価面では、全般的に物価低下圧力が根強い状況にある。
- (3) 金融面では、マネーサプライの伸びは緩やかなものにとどまっている。また、債券・株式市場では、景気の先行きに対する不透明感が依然払拭されていない。
- (4) 以上のような経済情勢を踏まえ、日本銀行は、今後、物価が過度に下落した場合の経済に及ぼす影響をも念頭に置きつつ、金融面から経済活動をサポートする力をさらに強化するため、当面の金融調節に当って、短期金融市場において資金の潤沢な供給に努め、市場金利の一段の低下を促すことが適当と判断した。その際、市場金利は、平均的にみて現行公定歩合をある程度下回って推移することを想定している。

(5) 日本銀行としては、本措置により、金利全般がさらに低下し、物価安定の下での景気の着実な回復に資することを期待している。

◆阪神・淡路大震災の被災地域の金融機関に対する復興支援貸出について

日本銀行は、7月11日、「復興支援貸出について」を公表した。その内容は以下のとおり。

日本銀行では、この度、阪神・淡路大震災の被災地の復興を目的に融資を行う民間金融機関の活動を支援するため、被災地域に営業店を有する金融機関のうち希望する先に対し、下記の通り貸出を実行することとした。

日本銀行としては、今回の措置が、被災地における円滑な金融を通じて復興の着実な進展に資することを期待している。

記

- ・対象金融機関：被災地域(注)に営業店を有する金融機関のうち希望する先
- ・貸出額：総額は5,000億円以内とし、この下で個々の金融機関に対する貸出の目処額を被災地域における店舗数や融資シェアなどを勘案し設定することとするが、

実際の貸出額については
その範囲内で金融機関の
希望状況を踏まえ決定

- ・貸出期間：本年7月より1年間を目処
- ・金利：公定歩合を適用

(注) 激甚災害法に基づき、特別の財政援助等の対象として建設省告示により指定された9市5町（大阪府豊中市ならびに兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市ならびに津名郡津名町、北淡町、一宮町、五色町および東浦町）。

◆阪神・淡路大震災に伴う手形交換に関する特別措置の一部廃止について

神戸銀行協会と大阪銀行協会は、7月11日、震災発生以降実施してきた手形交換に関する特別措置のうち、手形・小切手の不渡原因が地震発生の影響によるものと認められる場合の不渡処分猶予措置の取り扱いについて、

1. 8月2日の交換呈示分をもって終了する、
2. 同措置により不渡処分手続を猶予していたものについては、不渡報告、取引停止報告への掲載は行わない、

と発表し、同様の措置を講じていた全国各地の銀行協会もこれに追随した。なお、支払呈示期間を経過した手形等の交換呈示を認める措置については、引き続き継続されることとなった。

◆「規制緩和推進の現況」（規制緩和白書）について

政府は、7月18日、「規制緩和推進の現況」（規制緩和白書）を閣議決定し、公表した。これは、平成7年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画について」において、「規制に関する

情報を国民に分かりやすい形で提供するため、『規制緩和白書』を毎年度作成し、公表する」とされたことを踏まえたもの。同白書の項目は以下のとおり。

第1章 公的規制の現状

第1節 公的規制の目的等

1. 公的規制の定義
2. 公的規制の目的
3. 公的規制の見直しの必要性
4. 経済的規制と社会的規制

第2節 許認可等の現状

1. 許認可等の実態の統一的把握
2. 許認可等の内訳

第2章 規制緩和の推進状況

第1節 規制緩和の視点と狙い

第2節 これまでの規制緩和措置

1. 概説
2. 最近における規制緩和措置とその実施状況
3. 既往の規制緩和方策に対するフォローアップの実施状況
4. 行政監察における規制緩和推進状況

第3節 規制緩和に関する意見・要望を把握する仕組みと意見・要望への対応

1. 規制緩和推進計画策定に当たっての要望の聴取と各省庁の対応
2. 総務庁（行政監察局）の活動
3. OTOの活動

第3章 今後における規制緩和の推進

第1節 規制緩和推進計画

1. 計画策定の経緯
2. 計画の概要

第2節 規制緩和による効果と影響

1. 既往の規制緩和措置に基づく効果
2. 規制緩和推進計画に基づく効果
3. 規制緩和の推進と関連する施策等

第3節 規制緩和推進の監視体制

—行政改革委員会について—

1. 設置の経緯
2. 任務、組織
3. 監視活動方針
4. 監視活動状況
5. 国民の意見・要望の把握

第4節 今後の取り組み

◆店頭登録特則銘柄制度の創設について

日本証券業協会は、7月19日の理事会において、店頭登録特則銘柄制度の創設を決定した。(同制度の概要については『日本銀行月報』1995年8月号「経済要録」参照)。

◆行政改革委員会規制緩和小委員会、「規制緩和に関する論点」を公開

行政改革委員会規制緩和小委員会は、7月27日、下記40項目の規制緩和に関する論点を公開し、9月5日までに各方面から意見を求めることとした。

(土地・住宅)

1. 都市における容積率、斜線制限等の規制緩和
2. 借地・借家の供給促進のための規制緩和
3. 宅地供給促進のための規制緩和
4. 住宅の生産・輸入に関する規制緩和
5. 水道指定工事店制度の見直し

(情報・通信)

6. 第一種電気通信事業の規制緩和
7. NTTの在り方
8. 周波数割当におけるオークション制度の導入

(流通)

9. 大店法の見直し
10. 酒類小売販売業免許基準の緩和
11. みりん・料理用酒の食品小売業での販売自由化
12. 酒税の見直し
13. たばこ小売販売の自由化
14. 化粧品・医薬品の再販価格維持制度指定品目の早期廃止
15. 医薬品販売の規制緩和(品目を限定した医薬品のコンビニ販売等)

(農水産物)

16. 農産物価格支持制度の見直しと農業経営の効率化
17. 新食糧法における競争原理の導入

(運輸)

18. トラック事業の参入・価格規制の見直し
19. 内航海運業の船腹調整制度および運賃協定の見直し
20. 車検制度の見直し

(金融・証券・保険)

21. 株式の店頭登録基準の見直し
22. 時価発行公募増資に係る規制緩和
23. 株式委託手数料の自由化
24. 証券業の免許制から登録制への移行
25. 銀行・証券・信託の業態別子会社の業務分野規制の緩和
26. CP(コマーシャルペーパー)の発行適格基準、償還期間制限の緩和
27. リース、クレジット会社の社債、CPに

よる調達資金に係る規制緩和

- 28. 居住者ユーロ円債の国内還流制限の緩和
- 29. 厚生年金基金に係る運用規制の緩和
(エネルギー)
- 30. 電力事業の参入規制の見直し（直接供給への参入自由化）
- 31. ガソリンの輸入・販売・保安に係る規制緩和
- 32. 都市ガスの供給自由化
(雇用・労働)
- 33. 有料職業紹介事業の規制緩和
- 34. 労働者派遣事業の規制緩和
(医療・福祉)
- 35. 営利法人による医療機関の経営
- 36. 営利法人の指定訪問看護事業者への指定
(競争政策)
- 37. 持株会社規制・大規模会社の株式保有総額規制の廃止
- 38. 著作物の再販売価格維持制度の見直し
(法務)
- 39. 法曹人口の大幅増員
- 40. 外国弁護士の実入りに関する規制緩和

◆平成6年度一般会計決算について

大蔵省は、7月31日、平成6年度一般会計決算を発表した。

同決算では、税収が2,140億円、税外収入が696億円補正後予算額を上回ったことに加え、歳出不用額を3,433億円計上したこと等から、決算剰余金（財政法第6条の純剰余金）6,076億円が発生した（決算剰余金が発生したのは平成3年度以来3年ぶり）。

平成6年度一般会計決算概要

(単位 億円)

歳	入	歳	出
税 収	2,140	歳出不用	△3,433
税外収入	696		
公 債 金	△ 0		
計	2,836	計	△3,433
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>合 計 (A) 6,270億円 道路整備事業費等</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>特定財源要請算額 (B) 193億円</p> </div> </div>			
決算剰余金 (A) - (B) = 6,076億円			

◆コスモ信用組合に関する総裁談話について

日本銀行は、7月31日、以下の内容の総裁談話を発表した。

1. 本日、コスモ信用組合に対し、監督官庁である東京都は、同信用組合の資産内容の悪化等により今後の事業の継続が困難になったとの判断に基づき、業務の停止を命じたところである。但し、1億円以上の大口債務を負った預金者の債務相当額を除く預金の払戻し（定期性預金は満期到来分に限る。）は引き続きこれを認めることとされている。

併せて、東京都からは、監督官庁として預金者の保護を図るため今後の処理に責任を持って対応したいと考えているので、処理方策の早急な取りまとめに大蔵省・日本銀行も協力して欲しいとの意向が表明された。

また、東京都からは、かかる事態に至っ

た経営責任を明確にするため、同信用組合の泰道三八理事長は退任するとの連絡を受けている。

2. 金融機関の不良債権の早期処理は我が国経済の喫緊の課題であり、破綻に陥った金融機関を早期に整理することが、我が国金融システムの一刻も早い機能回復につながるものと考ええる。

このため、今回のコスモ信用組合の問題についても、処理を先送りすることなく、善意の預金者の保護及び信用秩序の維持という考え方を基本として、東京都を中心とした抜本的な処理方策の早急な取りまとめに大蔵省とともに協力していく所存である。

この間、預金の払戻し資金が不足する場合には日本銀行法第25条に基づく融通を行

う等、所要資金の確保に万全を期す考えである。

日本銀行としては、大蔵省と協力して善意の預金者の保護及び信用不安の波及防止に万全を期す考えであるので、預金者には、いたずらに動揺されることなく、良識ある行動をとられることを強く希望する。

3. なお、業務停止期間中、手形・小切手については、手形交換所規則に基づき、銀行取引停止事由に当たる不渡り処分とならない取扱いがなされることになっている。

また、今回の措置によりコスモ信用組合の健全な取引先に重大な支障が生じないよう、大蔵省より政府系中小企業金融機関に対し、適切な支援・協力を行うよう要請がなされたところである。

◆現行金利一覧 (7年8月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利子歩合	1.0	7. 4.14	(1.75)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	1.25	7. 4.14	(2.0)
短期プライムレート	2.0	7. 7.14	(2.375)
長期プライムレート	2.7	7. 7.12	(3.1)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	3.25	7. 7.14	(3.65)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.25	7. 7.14	(3.65)
・住宅金融公庫	3.25	7. 7.14	(3.60)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	3.15	7. 7.14	(3.55)
(期間5年~7年)	3.20	7. 7.14	(3.60)
(期間7年以上)	3.25	7. 7.14	(3.65)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (7年8月15日現在)

	発行条件	改定前発行条件	
国債(10年)	<8月債>	<7月債>	
	応募者利回り(%)	2.863	2.807
	表面利率(%)	3.0	3.0
	発行価格(円)	101.06	101.50
割引国債(5年)	<7月債>	<5月債>	
	応募者利回り(%)	2.473	3.122
	同税引後(%)	2.000	2.516
	発行価格(円)	88.50	85.75
政府短期証券(60日)	<7月31日発行分~> <7月12日発行分~>		
	応募者利回り(%)	0.625	0.751
	割引率(%)	0.625	0.750
	発行価格(円)	99.8973	99.8767
政府保証債(10年)	<8月債>	<7月債>	
	応募者利回り(%)	3.000	3.000
	表面利率(%)	3.0	3.0
	発行価格(円)	100.00	100.00
公募地方債(10年)	<8月債>	<7月債>	
	応募者利回り(%)	3.013	3.013
	表面利率(%)	3.0	3.0
	発行価格(円)	99.90	99.90
利付金融債(3年物)	<8月債>	<7月債>	
	応募者利回り(%)	1.400	1.300
	表面利率(%)	1.4	1.3
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	<8月債>	<7月債>	
	応募者利回り(%)	1.800	1.800
	表面利率(%)	1.8	1.8
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	<8月後半債>	<8月前半債>	
	応募者利回り(%)	0.654	0.654
	同税引後(%)	0.542	0.542
	割引率(%)	0.64	0.64
	発行価格(円)	99.35	99.35

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国の対外資産・負債ポジション (1994年末)

米国商務省 (Department of Commerce) は、6月に1994年末における米国の対外資産・負債残高を公表した。Market-Valueベース (注) でみると、資産が微増にとどまった一方 (1993年末27,087億ドル→1994年末27,652億ドル)、負債が大きく増加した (1993年末31,625億ドル→1994年末33,492億ドル) ことから、ネット負債超幅は拡大した (1993年末△4,539億ドル→1994年末△5,840億ドル)。また、対外ネットポジションの対名目GDP比率も、純債務国に転化した1988年以降ほぼ一貫して赤字比率を高め、1994年

末には△8.7%となった (表1)。

1994年中の対外ネットポジションの変化を資産価格調整要因、為替レート調整要因、およびこの両者を除外した資本移動要因に分解すると、為替レート調整要因 (ドル安に伴う外貨建て資産のドル換算額増加) がポジション改善に寄与したが、資産価格調整要因 (海外株価、内外債券価格の下落) および資本移動要因 (経常赤字に見合う資本流入) が、これを上回ってポジション悪化をもたらした (表2)。

(注) 直接投資におけるすべての資産 (有形資産および無形資産) を現在の株価を用いて再評価したものの。

(表1) 米国の対外資産・負債残高の推移 (Market-Valueベース)

(単位 億ドル、() 内は前年比増減額 %)

	1989年末	90年末	91年末	92年末	93年末	94年末
対外ネット ポジション	△ 918 (△ 1,828)	△ 2,241 (△ 1,323)	△ 3,687 (△ 1,446)	△ 5,900 (△ 2,213)	△ 4,539 (1,361)	△ 5,840 (△ 1,301)
資 産	22,367 (3,008)	21,657 (△ 710)	23,002 (1,345)	22,673 (△ 329)	27,087 (4,414)	27,652 (565)
負 債	23,285 (3,936)	23,898 (613)	26,689 (2,791)	28,573 (1,884)	31,625 (3,052)	33,492 (1,867)
対名目GDP比率 (△はネット負債超)	△1.7	△4.0	△6.4	△9.8	△7.2	△8.7

(表2) 1994年中の対外ネット
ポジション増減の内訳

(単位 億ドル)

	変化幅			
	資本移動	価格要因	為替要因	
<資 産>	565	1,259	△1,226 565	
直接投資	267	494	△ 598 402	
証券投資	△ 43	498	△ 604 64	
銀行債権	△ 10	△ 9	— —	
公的部門	△ 12	△ 50	△ 24 62	
その他	363	326	— 37	
<負 債>	1,866	2,914	△ 994 29	
直接投資	116	494	△ 287 —	
証券投資	359	924	△ 599 34	
銀行債務	1,144	1,144	— —	
公的部門	286	394	△ 108 —	
その他	△ 39	△ 43	— △ 5	
ネットポジション	△1,301	△1,655	△ 232 536	

◆米国行政管理予算局、財政見通しの改訂 (Mid-Session Review) を公表

米国行政管理予算局 (Office of Management and Budget) は、7月31日、1996年度財政見通しの改訂を公表した。今次改訂見通し (表1) では、予算教書 (1995年2月) に比べて大幅な歳出削減を盛り込み、9年後の2004年度での財政均衡達成を目指すものとなっている。また、前提となる経済見通しについても若干変更している。

政策面の変更をみると、政府機能の縮小等による裁量的支出の削減のほか、新たに義務的支出についても、メディケア、メディケイド、社

会福祉関連等を削減対象に含めている。

また、経済見通しの変更をみると (表2)、実質GDP成長率については、現在の米国景気のスローダウンを織り込んで1995年の見通しを下方修正したが、その後は、ほぼ予算教書での見通しどおり潜在成長率に沿った経済成長を前提としている。また、金利については、財政赤字削減の進捗を背景に長・短期ともに大幅に下方修正されている。物価 (CPI) については前回見通しどおり3%前半での推移を見込み、失業率も成長率パスに沿って前回見通しどおりとしている。

(表1) 財政赤字見通しの概要

(単位 億ドル、() 内はGDP比 %)

	1994年 実績	95年 見通し	96年	97年	98年	99年	2000年	01年	02年	03年	04年	05年
予算教書見通し (95年2月)	2,032 (3.1)	1,925 (2.7)	1,967 (2.7)	2,131 (2.7)	1,964 (2.4)	1,974 (2.3)	1,944 (2.1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
今次改訂見通し (95年7月)	2,032 (3.1)	1,600 (2.3)	1,630 (2.2)	1,790 (2.3)	1,610 (2.0)	1,460 (1.7)	1,250 (1.4)	910 (0.9)	580 (0.6)	230 (0.2)	△ 70 (△ 0.1)	△410 (△ 0.3)
ベースライン (注)	2,032 (3.1)	1,930 (2.7)	2,010 (2.7)	2,180 (2.8)	2,090 (2.5)	2,210 (2.5)	2,290 (2.5)	2,350 (2.4)	2,400 (2.3)	2,480 (2.3)	2,550 (2.2)	2,660 (2.2)

(注) 大統領の財政均衡化計画で公表された (6月) ものであり、政策の変更を行わなかった場合の財政赤字見通し。

(表2) 政府経済見通しの概要

(単位 %、() 内は1995年2月予算教書見通し)

	1995年	96年	97年	98年	99年	2000年	01年	02年	03年	04年	05年	
実質GDP成長率	1.9 (2.4)	2.5 (2.5)	→				2.4 n.a.	→				
CPI伸び率	3.2 (3.2)	→				3.1 (3.1)	→					
失業率	5.8 (5.8)	5.9 (5.9)	5.8 (5.8)	→				n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
TB3か月物利回り	5.7 (5.9)	5.4 (5.5)	→				4.6 n.a.	4.4 n.a.	→			
国債10年物利回り	6.6 (7.9)	6.5 (7.2)	6.6 (7.0)	6.4	6.2	6.0	5.8 n.a.	5.6 n.a.	5.4 n.a.	5.3 n.a.	5.3 n.a.	

(注) 実質GDP成長率、CPI伸び率は前年第4四半期対比

◆米国連邦公開市場委員会 (FOMC)、7月5～6日開催の同委員会議事録を公開

米国連邦公開市場委員会は、8月25日、7月5～6日開催の同委員会議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

(経済の見通し)

このところの景気減速の度合いは予想以上であったが、ここにきて下げ止まりの兆候も現れ、景気にとって最大のリスクを抱えた時期は過ぎ去ったとみられる。先行きについては、金利の低下等が景気を下支えし、本年後半から1996年初めにかけて、潜在成長率近傍の拡大ペースに戻ると予想される。ただし、①在庫調整が予想以上に長期化すると、生産の低迷から設備投資が抑制され、所得の減少から消費が減退するリスク、あるいは、②主要貿易相手国の景気の下振れにより米国からの輸出に影響が及ぶリスクが依然として残っている。

最終需要コンポーネント別にみると、個人消費は、長期金利の低下、株価・債券価格の上昇に伴う資産効果により、回復へと向かうとみられるが、ペントアップ・デマンドの充足や先行きの雇用・所得環境に対する不透明感から、伸びは緩やかなものとどまるものとみられる。設備投資は、最終需要の減速および稼働率の低下により、増勢は鈍化するが、好調な企業収益を背景として、情報関連分野での投資を中心に引き続き景気を下支えするとみられる。住宅投資は、金利の低下により回復の兆しが現れている。外需については、先進国経済の予想以上の低迷や中南米諸国の抱える様々な問題を勘案すると、これまでの予測を下回る可能性がある。

物価面については、労働・製品需給の緩和や、企業間の競争の激化、さらにはドル相場の下げ止まり等を反映して、インフレ圧力は低下しているが、完全に解消したとは言えない。

(政策スタンス)

当面の金融政策については、大多数の委員が、景気の前予想以上の減速とインフレ圧力の後退を考慮して、若干の緩和が望ましいと主張した。一部の委員は最近の景気減速と先行きの下振れリスクを重視して、大幅な緩和の必要性を主張した。一方、景気の緩やかな回復が予測される中でインフレ圧力が残存している点を重視し、政策スタンスの不変を主張する委員もいた。

結論として、1名を除く全委員が、①当面の金融調節姿勢を若干緩和すること、②次回のFOMC会合まで先行きの政策変更の余地としては、どちらかと言えば緩和方向へ若干のバイアスをかけることで合意した。この間、Hoenig委員(カンザスシティ連銀総裁)は、本年後半の景気回復見通しと昨年よりも上昇したインフレ動向を考慮して、政策スタンスの不変を主張した。

◆欧州各国中央銀行、政策金利を変更

欧州各国中央銀行は、以下のとおり政策金利を変更(()内は実施日)。

フランス銀行 (8月3日)

5～10日物現先オペ金利 7.00 → 6.50%

デンマーク国立銀行 (8月3日)

公定歩合 5.75 → 5.50%

ベルギー国立銀行	(8月9日)
中心金利	4.50 → 4.45%
限度内貸出金利	5.75 → 5.70%

◆イタリア、年金改革法が成立

イタリアでは、8月4日、年金改革法が成立した。主な内容は以下のとおり。

1. 退職年金の受給開始年齢の段階的引き上げ
2. 56歳以下での受給に必要な年金積立年数の段階的引き上げ
3. 私的年金拡充のための税制面での優遇
4. 公的部門と民間部門の年金支給基準の平準化

なお、イタリア政府では、この制度改革により今後10年間で約100兆リラの歳出削減効果を見込んでいる。

◆オーストリア中央銀行、最低準備率を引き下げ

オーストリア中央銀行は、以下のとおり最低準備率の引き下げ等を実施した。

(1) 最低準備率引き下げ

	最低準備率		
		(7月1日以降)	(9月1日以降)
要求払預金	9%	7%	5%
定期預金および貯蓄預金			
(期間1年未満)	7%	5.5%	3%
(〃 1年以上)	6%	4%	3%
債務証券(〃 2年未満)	6%	4%	3%

- (2) 金融機関の手元現金の準備算入制度廃止
(9月1日実施、現行は所有準備預金額の25%を上限として算入可)

◆台湾中央銀行、公定歩合を引き下げ

台湾中央銀行は、7月25日、マネーサプライ(M₂)の伸びがターゲット(10~15%)を下回っていることから、公定歩合の0.3%の引き下げ(5.80→5.50%)を実施した。

◆台湾政府、緊急株価対策を発表

台湾の財政部・中央銀行は、8月11日、金融機関による不正な株式投資やデリバティブ取引での損失発生が発覚に加え、中国によるミサイル発射演習実施の影響もあって、株式相場および台湾元相場が下落していることから、外資による株式投資規制の緩和等の緊急対策を発表した。緊急対策の概要は以下のとおり。

1. 外国人による株式取得制限の緩和
 - (1) 1 海外投資家が取得できる1銘柄の発行株式額に対する上限比率を引き上げる(6%→7.5%)。
 - (2) 海外投資家全体で取得できる1銘柄の発行株式額に対する上限比率を引き上げる(12%→15%)。
2. 台湾内の銀行による有価証券取得制限の緩和
 - (1) 有価証券投資額の純資産に対する上限比率を引き上げる(10%→15%)。
 - (2) 公債、国債等を除く有価証券投資額の預金総額と債券発行額の合計額に対する上限比率を引き上げる(20%→25%)。
3. 預金準備率の引き下げ

台湾中央銀行は、定期預金に関する預金準備率を0.5%(10.125%→9.625%)、当座預金に関する預金準備率を1.0%(26.25%→25.25%)引き下げる(8月12日実施)。

◆シンガポール政府、1995年の実質GDP成長率見通しを下方修正

シンガポール政府は、8月8日、1995年の実質GDP成長率見通しを当初（本年2月時点）の+7.5～8.5%から+7.0～8.0%に下方修正した。

◆タイ、バンハーン内閣が発足

タイでは、7月2日、下院解散に伴う総選挙が実施され、チュアン氏が率いる民主党が敗北、バンハーン氏が率いる旧野党第一党の国民党が第一党に躍進した。総選挙の結果を受けて、7月20日、バンハーン首相をはじめ全閣僚はプミポン国王に就任の宣誓を行い、国民党を軸とする7党連立政権が発足した。主要閣僚は以下のとおり。

- 首相 Banharn Silpa-archa（内相兼任）
副首相 Somboon Rahong
 〃 Thaksin Shinawatra
 〃 Samak Sundaravej
 〃 Chavalit Yongchaiyudh（国防相兼任）
 〃 Boonphan Kaewattana
 〃 Amnuay Virawan
蔵相 Surakiat Sathirathai
外相 Kasem S.Kasemsri

◆タイ中央銀行、1995年経済見通しを修正

タイ中央銀行は、7月20日、輸出および投資が高い伸びを示していることを理由に、1995年の実質GDP成長率予測を当初（1994年12月時点）の+8.5%から+8.6%へと0.1%ポイント上方修正した。また、同中央銀行は、1995年の消費者物価上昇率の見通しを当初の+4.8%から+5.0%へ、1995年の経常収支の赤字額の見通しを当初

の2,372億バーツ（対GDP比、△5.8%）から2,570億バーツ（同、△6.3%）へと上方修正した。

◆タイ中央銀行、過剰流動性対策を発表

タイ中央銀行は、7月20日、投機的な外資の流入とインフレ上昇テンポの加速（消費者物価、前年比1995年第1四半期+4.8%→第2四半期+5.4%）に対処するため、非居住者のバーツ建て預金に関する現金準備率を引き上げる（2%→7%、8月8日実施）とともに、約6年ぶりに国債を発行し（1996年1月までの発行予定額100～300億バーツ＜約4～12億ドル＞）、過剰流動性を吸収することを発表した。